

平成28年第3回定例会

小清水町議会会議録

平成28年第3回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年6月21日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 3号 議員研修会の参加について
- 第 5 意見案第 1号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 4号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)の提出について
- 第 9 意見案第 5号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書(案)の提出について
- 第10 一般質問
- 第11 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(町税条例の一部を改正する条例制定)
- 第12 承認第 3号 専決処分した事件の承認について(平成27年度小清水町一般会計補正予算(第8号))
- 第13 報告第 2号 平成27年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第14 議案第41号 小清水町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第42号 平成28年度小清水町一般会計補正予算(第2号)について
- 第16 議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第17 議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第18 議案第45号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第19 議案第46号 リサイクルセンター整備工事にかかる契約の締結について
- 第20 議案第47号 リサイクルセンター金属管圧縮機購入事業にかかる契約の締結について
- 第21 議案第48号 建設機械(ロータリ除雪車)購入事業にかかる契約の締結について
- 第22 議案第49号 浜小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事(電気設備)にかかる契約の締結について
- 第23 議案第50号 止別地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事(電気設備)にかかる契約の締結について
- 第24 議案第51号 町道の路線変更について

出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	久保弘志君
建設課長	斉藤高広君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	服部まどか君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成28年第3回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
2番 槻間善高議員 9番 中村俊之議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長、はい7番。
○議会運営委員長（高橋隆文君）はい7番、議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
今定例会を開催するにあたりまして、去る6月17日と本日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が3名、町長から提出されている議案14件であります。
その他、発議と意見書も予定されておりまして、従いまして、一般質問及び提出議案の内容件数を判断いたしまして、本定例会の会期は本日6月21日の1日間とすることが妥当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員の審査報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に係る諸報告を中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配布しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受理したもので、その写しを配布しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
合わせて、日程第3、行政報告について報告書が配布されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）

定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

野山の木々も色濃く装いを改め、新緑の映える初夏の訪れとともに、農作物が大きく成長する季節になってまいりました。

そうした本日、平成28年第3回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、公私とも何かとご多用のなか、全員のご応召を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

また、平素町行政の推進にご尽力、ご協力をいただいておりますことに対しましても、併せて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会にご提案させていただきます案件でございますが、まずはじめに、報告案件につきましては、平成27年度一般会計補正予算に計上しました5件の「繰越明許費」につきまして、「繰越計算書」を調製しましたので、28年度への繰り越し状況を報告するものでございます。

次に、承認案件でございますが、町税条例等の一部改正につきましては、平成28年度税制改正に伴う所要の改正のため、また、平成27年度補正予算は、一般会計におきまして、国の補正予算に計上され事業採択を受けました地方創生加速化交付金事業のほか、予算の最終調整のため基金への積立を専決処分しましたので、ご承認をお願いするものでございます。

次に、議案でございますが、条例の改正は、小清水町墓地設置及び管理条例の一部改正1件、補正予算は、平成28年度一般会計補正予算1件、規約の変更は、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更など3件、契約の締結は、新設のリサイクルセンター施設整備関係2件、ロータリ除雪車の購入1件、農業集落排水処理施設機能強化対策工事2件、最後に町道の路線変更は、南3号西道路の変更1件、合わせて11件でございます。

各案件の内容につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のうえ原案にご協賛下さいますようお願い申し上げます。定例町議会招集にあたっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をご覧ください。

なお、私の補足説明はごく簡単に行ないますので、ご了承願います。

3ページの左側上段、農作物作況調査であります。別紙「農作物生育状況調査報告書」をお配りしておりますので、ご覧下さい。

まず、総合的な状況でございますが、本年は春先の温暖な気候により融雪が進み蒔き付けも順調に始まり、5月中旬以降も高温が続いたことから、農作物の生育は大幅に早まっていたところでございます。しかし、6月に入り低温、多雨及び日照不足により農作物の生育が停滞している状況も見受けられますが、生育状況は概ね順調に推移しているところでございます。

なお、一部の地域におきましては、5月16日に発生した暴風による被害が発生し、てん菜を中心に約67haの圃場について捕植又は蒔き直しを実施、6月4日には低温により、馬鈴しょ及びとうもろこし約26haに霜害が発生したところでございますが、いずれも今後の天候により生育の回復が期待されているところでございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月15日現在における「農作物生育状況調査報告書」が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育概況欄の上段が本年度の数値であります。町単独調査の実施によりさらに細分化した、上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数値としておりまして、下段の平年値につきましても同様でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、小清水町の生育概況では大豆は昨年と同様でございますが、その他は春先の温暖な気候により、「秋まき小麦」が4日、「春まき小麦」が3日、「馬鈴しょ」が4日、「てん菜」が3日早い生育となっております。町単独調査となっております「たまねぎ」につつま

しても、2日早い生育となっております。

飼料作物につきましても状況は同じでありまして、「とうもろこし」が2日、「牧草」が1日早い生育となっております。

以上のような調査結果から、大豆を除き全体的に生育は早まっている状況となっておりますが、農作物の生育は今後の天候や適切な圃場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆さまをはじめ関係者一丸となって、生育状況に応じた適切な対応と、一層のご努力により豊穰の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告終わります。

◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第3号、議員研修会の参加についてを議題といたします。

来る7月5日札幌市で開催される北海道町村議員研修会には、八木勝正議員、槻間善高議員、高橋隆文議員、中村俊之議員、及び私坂田秀昭の5名が参加することといたしたいと思っております。

お諮りいたします。

発議第3号、これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、予め議長に一任されたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって本件はそのように決定しました。

◎意見案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第1号、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出について。

最低賃金800円の早期確保、全国平均への大幅引き上げ、道内高卒者初任給以上の適切な水準の確保、中小企業に対する支援の充実、実効ある対策を行うよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

慎重審議のうえ、なにとぞ採択いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員

○8番（林幸雄君）はい8番、意見書案第2号についての説明をいたします。

このことにつきましては、以前も提出された案件でございまして、中身につきましては、これに関わる必要人員の全校配置、就学援助制度の堅持・給付型奨学金の拡充含む予算の確保、また充実、高校授業料無償化制度への所得制度制限に対する撤回、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回などを求めているものでございます。

地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

ご審議いただきまして賛同をいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい8番、意見書案第3号について説明をいたします。

このことにつきましては、地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出でございまして、

一般財源、また社会保障・地方交付税などにおけますトップランナー方式、これについての廃止、並びに地方財政の予算確保・強化などを求めているものでございます。

地方自治法第99条の規定によりまして提出するものでございます。

どうぞご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号

- 議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第4号、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

- 議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

- 8番（林幸雄君）はい8番、意見書案第4号につきまして説明をいたします。

「新たな高校教育に関する指針」これの見直しでございます。また、公立高校配置計画に道民の意見を反映をさせること、「遠距離通学助成制度」これの年限撤廃でございます。

すべての子どもが地元高校へ通学できる後期中等教育の保障を検討することなどを求めているものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

どうぞご理解をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号

- 議長（坂田秀昭君）日程第9、意見案第5号、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

- 議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

- 8番（林幸雄君）はい8番、意見書第5号につきまして説明をいたします。

速やかなる給付型奨学金制度の導入・また現行制度の無利子と延滞金の廃止、学費の引き上げや授業料免除の拡充などを求めているものでございます。

地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

ご賛同いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長(坂田秀昭君) 日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問は一問一答とし、一問につき5回までとします。

質問、答弁ともに簡潔明瞭に願います。

初めに、5番、工藤孝一議員。

○議長(坂田秀昭君) はい5番、工藤孝一議員。

○5番(工藤孝一君)

本定例議会より、一問一答方式の試行ということで、第1回目ということで、よろしく願いいたします。

最初に質問にしてあります3項目の1点目について、質問いたします。

水道使用料についてであります。

消費税の増税や、給与・年金収入の低下が続く中で、収入が少ない世帯にとっては水道使用料の負担も小さくはありません。

上下水道使用料に低所得者に対する減免制度を設けるべきだと思いますが、ご所見を伺います。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。林町長。

○町長(林直樹君) ご質問にお答えしたいと思います。

水道使用料につきましては、住民の皆様へ安全・安心な水を安定供給していくため、これまで5年ごとに見直しを検討してきており、前回、平成25年の見直しでは、料金を上げないで据え置きとし、前々回、平成20年の折には、使用量の少ない世帯に配慮した基本使用料の見直しを行って参りました。この結果、現在、オホーツク管内では5番目に低い料金体系になっております。

ご承知のように、水道事業は公平な使用料の負担に基づく、独立採算制が会計の原則であります。そうは申しましても、現状は使用料の他に、国からの補助金や有利な起債を借り入れるなどしまして、国から多額の財政支援をいただき、更には一般会計からも毎年繰り入れを行い、運営をしているところであります。

今後も、健全な経営を維持しながら、水道水を安定的に供給していくためには、住民の皆様からはやはり一定の使用料をご負担いただき、施設の補修などを行っていかねばなりません。近い将来には、幹線部分から順次、老朽化した水道管の更新も必要になってくるものと思います。

こうした現状の本町の水道事業の決算状況につきましては、議員にも毎年ご確認をしていただいておりますが、先ほども申し上げましたように一般会計から繰り入れを行い、なんとか赤字を出さずに運営してきているところであります。今後の維持管理を考えた場合、余裕というものは残念ながらないというのが現状であります。このことについては、下水道事業においても同様であります。

ただ今、議員からありました特定の使用者に対する使用料の減免を導入した場合、当然、減免した分は制度の対象にならない他の使用者の方の負担が増えることにつながるようになります。

生活に困窮されている低所得者の方々につきましては、これまで法律に基づく制度や町単独による福祉事業の中で、決してこれで十分とは申しませんが、ある程度は各種制度の中で生活支援がなされているものと理解しております。

従いまして、私はただ今申し上げたようなことから、使用料の減免については、なかなか多数の住民の方からの理解が得られるものではないと考えております。制度の研究余地がまったくないという訳ではありませんが、今後もどのような施策が低所得者の方々を支えていくことができるのか、財政状況も見極めながらになります。これからも住民のニーズに応えるべく、福祉施策の充実に努めて参る所存でありますのでよろしくお願いたします。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）ただ今、町長から町民の方に公平に一定の料金で、且つ国からの支援もいただきながら、なんとか水道事業を独立採算として運営してるというご答弁でありました。

昨年から他の町村の例を引き合いに出しますが、北見市では昨年暮れから今年にかけて、全道の35の市の調査を行っております。35の中で旭川市を始め、15の市で多くは一般会計からの繰入を財源に減免制度を実施しているという調査結果であります。

北見市はこの調査結果を踏まえ、研究・検討するという立場であります。少なくない決算時での未納金もございませう。水道使用者の生活実態をきちっと反映した、そういう取り組み・制度にすることも含めてですね、今、町長の方から研究の余地がないわけではないというふうにおっしゃられました。

水道会計の使用料の中で、確かに公平さも極めて重要だと私も思います。そういう中でも、そういった全道の町でも少なくない市が減免制度を実施している現況にございませうので、今後とも水道使用料について減免制度の調査・研究をされるよう強く希望いたしまして、もう答弁はよろしいです。

次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問ですが、学校司書の専任配置について伺います。

学校図書館は児童生徒の読書活動や豊かな学校教育にとって不可欠なもので、「学校教育の中核」たる役割を果たすよう期待されております。今の子供達は、様々なメディアに接しており、こうした中で、進んで本を手にする子供を育てるには、学校司書を専任配置して、読書環境を整備する事が求められると思っておりますがご所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）学校司書の専任配置についてのご質問にお答えいたします。

IT社会と言われて久しいところですが、インターネット、SNSなど様々なメディアが普及した現代においても読書活動は大切な事と考えております。

また、学習指導要領においても言語活動の充実、探求的な学習などについて明記されており、学校図書館が教育に果たす役割は大変大きいものと考えております。

学校図書館法では、12学級以上のクラス編成の学校では、司書教諭の配置が必要となって参ります。このため、本町の小学校においては、12学級のクラス編成となっておりますことから、司書教諭を1名配置しており、また、中学校については、6学級であることから、司書教諭の配置は行っていない状況にあります。

近隣の市町村では、網走市と大空町のように常勤の学校司書を配置し、週1回から週2回小学校を訪問し、学校司書教諭の補完をされているところもありますが、斜里町のように図書館に非常勤の職員等を配置し各学校を巡回しているところもございませう。本町の場合は、平成26年度から指定管理者である町立小清水図書館業務の一つとして小・中学校への支援と連携を図るため学校図書室での学校教育活動への支援の取組みを行っております。

この内容と致しましては、小学校へは週1回ほど、また中学校においても月2回ほど町立小清水図書館の司書が外向き、学校図書室での本の読み聞かせや本の紹介、図書の整理、学校図書委員への読書指導などを行う他、学校図書の登録や除籍処理などの管理、各学校の学級への団体貸出し、本の選書や配達など多岐にわたり学校への支援業務を行っているところでございませう。

このようなことから、教育委員会と致しましては学校司書としての新たな配置を行わずに、町立小清水図書館の業務の一つとして、今後も小中学校と密接に連携を図りながら、学校図書館の支援活動を進めて参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今教育長からご説明がありましたが、小清水小学校は6学級ということで、12クラス以上はないので、専任の司書・教諭は置く義務はないということと、現在町立図書館の図書司書2名が出向いてやっているということでございますが、この学校司書の問題は、一昨年八木議員からも質問があったかと思いますが、網走市の事例も教育長が出されましたが、網走市は平成25年から学校司書を配置して、現在は去年の4月から3名体制になってます。これは十分教育効果が見られるという判断で、専任の司書体制で1人あたり3校を巡回しているというふうに私は聞いておりますが、なお、人件費については3名で728万という財源も聞いております。こういう学校司書が回ることによって、各学校のクラスの学級委員の選挙がありますが、その選挙の際には教室の中で特に図書委員が非常に人気が一番だというそういうお話もございました。小清水町教育委員会が直接責任を負う小学校・中学校の図書館の位置づけをより高めて活用しやすい学校図書館にしていくために、私は、抜本的な対策を打つことを強く求めたいというふうに思います。

なお、現在指定管理の小清水町図書館の司書のお二人が小学校へ通っていると、月に2回ですか、中学校が1・2回ということ、これは2時間目と3時間目の休み時間20分あるそうなんですけど、この20分の間に、だいたい低学年の1年生・2年生・3年生の児童が集まってくると、先生が校内放送で連絡して集まってくださいというふうにやるそうなんですけど、やはり、合わせて中学校は月に1・2回ということで、これは全クラスの生徒対象ではなくて、1年生・2年生・3年生の図書委員の生徒との打合せ・話し合いをして、すぐに帰ってくるということで、先生方の本を図書を利用する様々な取り組みはもちろんありますが、司書としての働きを十分思うようにやれてるかと言ったら、決してそういう状態ではないというふうに私は見ます。

小中一貫教育を目指して今やってる最中だと思うんですが、やはりこういう学校の図書館事業の大きな中心的課題は、やはり6年制・3年制、この9年間の教育課程の展開に大きく寄与するのが、学校司書の役目だというふうに思います。

先ほど言いましたように、抜本的な対策を求めるよう再度質問いたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）ご質問なんですけど、先ほどお答えした件について、司書教員については12学級以上は1名配置ということで、これは司書教員を持っている教員は兼務させております。ただ司書教員専任については、現状はどこの市町村も専任の司書教員については配置はされておられません。これは担任を持っているだとか、音楽だとかそういう専科の先生なので、実質は業務を複数こなしているという現状です。ただ学校図書館の学校司書については、公的な設置規定はありません。これは目標に進めてもらいたいという努力義務なので、そういうことで網走市もですね、網走市は学校数が多いんで複数配置なんですけど、本町においては指定管理に変更した時に、図書館とやっぱり大きな連携を結ぶということで、検索も情報システムでできますんで、やっぱり図書館と学校は密接に繋がりたいということを念頭に、指定管理の大きな新しい指針として指定管理業務の中でやっていただくようお願いして今年で3回目です。この中では、特に小学校は子ども達は休み時間を中心に、バーコードで本を処理するものですから、バーコードを直接使いたいという子どもが図書館に来るという実態が、非常に多くなっています。

なるべく図書館の司書が行くようにまた、充実を徹底したいと思いますが、なかなか今学校司書というのは、学校の事務職員なんですよね。教員という配置じゃないんですよ。位置づけは。

今教育委員会が一番学校教育において必要なことについては、小中連携を進めるにあたってもそうなんですけど、今少人数指導工夫加配がそれぞれ小学校・中学校に配置されております。ただ国の定数改善が、なかなか制度化されないということで、管内もこれまで定数並にされていた少人数指導加配がどんどん剥がされていきます。本町も今お願いをして小学校・中学校に1名いるんですが、これも将来どうなっていくか、おそらく剥がされる要素が強いですけど、今学校の教育においては図書館の読書活動も必要ですが、教育委員会としては、定数化されてる加配のあとなくなった時の単費教員の配置だとか教員の配置を、まず優先課題ということで考えておりますので、決して図書活動を疎かにはしませんので、その点ぜひご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）次の質問に移らせていただきます。

発達支援についてであります。就学前の乳幼児を対象に、斜里地域子ども通園センターでは、心身の異常や発達の遅れを発見し療育を行うとともに、保護者へのカウンセリング、学習会、育児相談などの家庭援助が行われています。そして、自閉症障がいや学習障がい、軽度の知的障がいは、発見も診断も遅れる傾向があります。

平成24年に設置された「小清水町特別支援教育連携協議会」などで「小清水町発達支援計画」を策定すべきだと思いますがご所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）ただいまの発達支援についてのご質問にお答えいたします。

平成24年に設置された「小清水町特別支援教育連携協議会」につきましては、教育委員会、町保健福祉課、小中学校、幼稚園、保育所などの関係者によって構成し、特別支援教育に関しての共通認識を高め、関係機関同士での連携を強化するとともに特別支援を要する乳幼児・児童生徒の実態を把握し、適切な相談・支援体制などの調整を図ることを目的として設置をしております。

この連携協議会は毎年、会議を開催しておりますが、この会議の中では成長段階の幼児・児童・生徒の状態などにつきましては大変変化などがありますことから、翌年度小学校へ就学する児童や在園している幼児、在学している児童生徒についてのそれぞれの状況を関係者が確認し合い、また、情報交換を行うなど早期からの教育相談、支援体制の構築に向けた取組みが図られるよう進めているところでございます。

また、就学後には学校において、特別支援学級のそれぞれの児童生徒について「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、子供達のそれぞれの障害による学習又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な教育を行っておりますが、今後は、小中一貫教育を推め、特別支援学級で支援を必要している児童生徒については、小学校、中学校の校種別ではなく義務教育段階9ヶ年間を見据えた支援計画を学校教育において作成して参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今ご説明がありました「小清水町特別支援教育連携協議会」の設置要綱、今説明がありましたとおり、教育委員会管轄の保育所等・学校等の協力、合わせて就学前から就学中、そして卒業後の就労を含めた社会的自立を見据えた継続的な支援を行うことを目的とするというふうに、いただいた目的の中には書かれております。

就労を含めた社会的自立という意味では、今就学中プラス、合わせて青年期への支援も大事になるかと思っております。そういった意味では支援計画として、庁舎内の保健・教育・福祉、そして外部の医療、そして今言いました就労のための各関係機関、そういった横の連携が一つは大事になると思っております。

二点目は、就学前から学歴、更に就労に至るまで、そういったライフステージですね、縦の連携による支援、そういった縦と横の連携を見た計画の立て方が必要になるかと思っております。

総合的な取り組みを進める上では、ポイントになるのが専門職の配置が必要だと考えます。現在発達障害の子どもの成長を支えるための町内にはボランティア団体がございます。小清水ともに歩む会という名称であります。このともに歩む会の趣旨と言いますか、内容は子育てがしにくいと悩む親御さん、そして親自身も閉じこもりがちになる、祖父母、おじいちゃん・おばあちゃんも、中には孫の姿を見て閉じこもりがちになる、そういうふう人もいるというふうにおっしゃってました。そういう方々が、集まって話し合い、学習や生活の困っている事を語り合っております。

こういったボランティア団体の強い要望は、特に学校の先生もたまには参加されるとおっしゃっていましたが、先生方にもっと知識を広げて欲しいと、学んで欲しいというふうな要望が聞かれました。合わせてそういった子どもを持つ親御さんが、専門的な相談や診断をしたいということで斜里町の発達通園センターを通じて申込みをいたしますが、一番近い所で美幌療育病院がございます。予約をしても、6ヶ月から長い時は1年後に診断しますという状況があります。ぜひとも専門職の

発達心理相談員、こういった相談員がいれば、タイムリーに身近に相談と検査が受けられる、こういう体制を検討すべきだと思います。

発達障害に対する正しい地域への理解を深める取り組み、学校職員向けの研究会など、支援計画を策定されて幅広い取り組みを進められる事を再度要望いたします。

よろしく答弁願います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）

この設置してる特別支援教育連携協議会については、小・中学校の校長も入ってます。そういうことで今教育委員会でこういった要綱を作ってますね、設置して会議をやるのは、小学校いわゆる特に小学校入学した時に非常に子ども達が落ち着かない状況があるんで、やはり保育所、特に幼稚園と連携してそういった情報を密にしてスムーズに小学校の課程をいかに繋げていくかというのが課題です。また、合わせて小学校から中学校もそうなんですが、今この段階は「任意組織」お互いに情報交換する場所として会議をやっていたいただいております。

今工藤議員のご質問の中には、ボランティア団体のお話もあったんですが、今小中連携をするにあたって、この手をつなぐ親の会の方にも色んな意見を聞きながら特別支援教育を、小中連携にあたって、どう進めるかという意味で色んなご意見だとかご相談をさせていただいてるところでございます。

義務教育学校における特別支援教育については、教育委員会の正式な規則の中で教育支援委員会設置規則があります。これは何かと申しますと、正式に特別支援学級に入級いわゆるクラスの特別支援学級に入級、クラスに入れるための正式な判定を、ここで診断することになってます。これはどういった形でやるかというのは今当然医者も日赤に医師も入ってますが、学校の教員も含めて特別支援教育を担当している担当者も入ってますね、いわゆる就学前の健康診断における知的発達のスクリーン、検査の結果だとか、新たに特別支援学級に入級する保護者の要望だとか、そういったことを勘案しながら慎重に、いわゆる普通学級でやるべきなのか、特別支援学級にいくべきかを慎重に判断をして教育委員会で議決をして決定しております。

このへんについては非常に個人情報もありますので、過度に心配する保護者もいれば、逆に学校側から見て、どうしても発達障害の傾向があるなという子も、それなりに家庭に情報を発してご相談をする機会を持ってるんですが、なかなか家庭では、例えばお母さんがそういったことをお願いしますと言っても、父親が、それはダメだということで非常にその辺やっぱり保護者がちゃんとした納得の上で入級させないと、学校側が必要があるからあんたはこっちに行きなさいということは、なかなかできない状況があるんで、支援計画作る上でも、やっぱり学校教育の義務教育段階をどう教育をしていくか、そういうことがやっぱりポイントなんで、教育委員会としては学校教育の中でそういった個別の支援教育を先生方達中心に作っていくのが一番大きな仕事かなと思ってます。ただ、将来のライフワーク、いわゆる中学校・高校卒業した時にどう社会に出て行くかについても、当然中学校の段階では美幌療育病院もお話されたんですが、学校も先生がついていたりしてですね、帯広の病院にも保護者と同伴で、心配のある子については相談に行ってます。ですから養護学校に行くだとか、高校に行って進むだとかってそういう進路の見極めも中学校ではそういった教育も保護者と一緒にやっていくようお願いしているところでございます。

要望のございましたそういった発達障害を相談できる支援体制の専任配置も分かるんですが、現状としては町長部局の保健福祉課と、保健師なりそういった悩みの相談を受けるような体制整備をしていくことを今教育委員会と一緒に努力をしてまいりたいと考えておりますので、専任配置については当面、教育委員会としては学校教育の中でそういった個別の支援教育を徹底させるよう小中一貫の目玉としますんで、そういうことでご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今学校教育の中で対応したいというお話でございしますが、特に近年言われているのはインクルーシブ教育であります。今朝もテレビでインクルーシブ教育の件で映像が流れておりましたが、障害がある・なしに関わらず、一人ひとり違うんだと、個性・特性を持った児童・

生徒が集まって当然と。これは、私達も若いときはやっぱり障害のある子・ない子真剣に考えると、なかなか本当に一人ひとりを平等に見れたかなという思いもあります。だから、そういう点でインクルーシブ教育を学校教育の中で将来やるとなると、先生方自身もドキドキすると思うんですね。戸惑うと思います。そういう意味で先ほど言いましたが、地域や先生方含めた、やはり個性を許容と言いますか寛容しあえるそういう学校風土づくり、地域づくり、そういう視点も重要だと思います。

ぜひご答弁をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）

今特別支援のいわゆる発達障害のある子の支援教育についてどうあるべきかについては、今おっしゃられたインクルーシブ教育と、やっぱり個別に特別支援をやらなきゃ駄目だという国の中でも2つの大きな発想があります。ですから、子どもによっては特別支援が必要な子と、いわゆる大勢の多人数学級の中で普通学級の中で、普通に障害があってもやっぱり色々なことを教えるという教育が2つの大きな両論があるんですね。そういうことで今、小清水町においては特別支援学級に入級して、それらの子についてはなるべく、例えば数学だとか国語を個別に教えなきゃ駄目な科目については支援学級で教えて、例えば音楽だとか体育だとかについてはなるべく交流学級で普通教室に入っていくようお願いして、二つまずタイプでやっています。ですから、インクルーシブ教育・特別支援教育という大きな分け方をしちゃうと、子どもの立場に立ってどうなのかということと、もう一つは、保護者がどうやっぱりそれを受け入れるかという大きな課題があるんで、小清水町については基本的には特別支援学級に入級させながら、普通学級の交流学級と一緒にできる教育については、先生方に対応するようにお願いしています。そこで人の配置がどうなんだということなんです。特別支援学級については国の定数配置が学級にあります。複数いる場合については非常に不安なんで、町長にもお願いして、早い段階から小学校・中学校に特別支援教育をするための支援員を、それぞれ150万ほど「両」学校に配置をしてお願ひしております。そういった支援員の先生が、交流学級に普通学級に例えば連れて行って、残りの先生が残ってる支援学級を担当するというようなやり方をさせていただいています。ただ、これから小中学校の一貫教育を進めるにあたって、そのへんが今協議会の中でも、もう少し充実してくれというのがあるんで、先ほど言った専任の相談カウンセリングの配置は別にして、学校内部での学校教育に支障のないようなそういった配置体制の方が教育委員委員会は今後必要かなと考えてますんで、そういうことでぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）工藤孝一議員の質問は以上であります。

続いて1番、下平正吾議員。はい、1番。

○1番（下平正吾君）1番。

先に提出してございます町道における横断歩道の設置についてお伺い申し上げたいと思います。

町道の特にスクールゾーンにあたる場所、子どもたちの横断、または、高齢者がよく横断する場所に横断歩道表示が必要と考えます。

これは、安全で安心して暮らせる町づくりの一つとしてぜひ検討すべきと思いますが、町長のご所見をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

町道における横断歩道の設置でございますが、これは子どもやお年寄りが安全に道路を横断するために、必要な場所には設置すべきであると考えております。

この横断歩道につきましては、横断する場所を指示するものでありますことから、設置できるのは公安委員会となっております。たとえ町道でも勝手に設置することはできないこととなっております。

そのため、新たに設置する場合は、警察を通じ要望をしていくこととなりますが、道路の条件や予算の関係など、すぐには対応できない部分もあるようでございます。

今後も、住民の意見を聞きながら、必要な場所への設置を要望していきたいと思っております。

なお、現在、小学校の通学路の安全対策として要望しておりましたところで、横断歩道の設置が予定されている場所がございます。

一つ目は、小学校前の総合センター通りで、東第2裏通り、Aコープ前の道路から小学校へ渡る箇所でございます。これは間もなく7月上旬頃までには、設置される予定でございます。

もう一箇所目は、同じく東第2裏通りで高校学園通りを横断する箇所でございますが、道路の整備工事に合わせて、年内には横断歩道を設置されることとなっております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）

私が考えているので、ほぼ同一場所かなという気はしますけれども、これはやはり住民の命に関わる問題ですから、年寄りの方では膝が悪い、足が悪い、腰が痛いという人が道路を渡る時にですね、特にAコープに行く時に、非常に走る姿を見るとこれは危ないなと感じます。また、特に西の方から東に高校に向かって行く場合、あの道路を通過して9号通りに出て斜里に出ると、このケースが非常に交通量が多いなというふうに私は個人的に考えてございます。また、それとですね、新しく学校が建ててる場所は近間に農協が青果物の集荷選別工場があったりして生産者が作物を作って運ぶ、それから府県へ大型トラックが通るということで、できればその辺も即急に公安委員会の承諾、警察通してやらんきゃならんという話も聞きましたので、そのへんも含めて早く進めていただきたいと思えます。これはもう町民が事故を起こして、子ども達がそういう災難に遭うというのは本当に情けない話で、これもやっぱり最終的には行政の責任と言われるような場所になるんで、一刻も早くそういうものを設置して、安全にして通れる、歩けるような場所にしていただきたいなというふうに思ってますし、ちょっと離れますけど、道路がちょっと狭いと、あそこの高校へ行く道路ですね。歩道がこっちから向かって高校へ向かって右側に歩道があるんですけども、どうも左側が狭いようで、高齢者の方が通る時にやはり大型と接触しやすいようなこともあるということでございますので、将来的に道路の改善も考えているようですけども、その前にやはり横断歩道を造ることによって、運転者があそこに横断歩道があるなと見えるだけでも大分違いますし、即急にやっていただきたいと思えますけど、再度答弁をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

まず行政に課せられた課題の第1位はやっぱり町民が安全・安心で暮らすということが私は基本だというふうに考えております。

安全・安心に暮らすためには色んなことがございますけども、下平議員がおっしゃった横断歩道、安全に横断歩道を通して渡れるということも大事なことだと思っておりますので、これは過去からも警察とも色々協議をしてきております。警察との協議の中で、横断歩道は難しいと言われた箇所も、私の頭の中では2箇所ほど記憶にあります。無理だと言われればこれやむを得ないのでですね、できることからやっつけていこうということで、先ほど2箇所の話をしていただいたわけですが、これも懸案事項でございます。ぜひ実現をしたいというふうに考えております。

なお、高校学園通りの道幅が狭いのではないかというご指摘、具体的にどこを指示されてるか詳しくは分かりませんが、基本的には道路の構造例に基づいて町道を新設しておりますので、もし、仮に支障があるとしたらですね、今後検討して参りたいと思っておりますので、特に問題点がある箇所については今後建設課とも協議をして参りたいと思っておりますので、ご指導いただければというふうに考えております。

いずれにいたしましても、危険な箇所は横断歩道の設置については前向きに警察とも協議して今後ともいきますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）下平正吾議員の質問は以上であります。

続いて、9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）はい、9番。

小中一貫教育についてお聞きします。

昨年12月の定例会の際に小中一貫教育推進協議会を設置し進めるという事でしたが、その後の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○教育長（渡邊等君）はい、議長。

○議長（坂田秀昭君）はい、渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）

ご質問の小中一貫教育の進捗状況についてお答えいたします。

小中一貫教育につきましては、本町における義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、小中学校間の連携・接続を行った9年間を一貫のものとしてとらえ継続的な指導体制及び教育環境等の整備を図り、小清水町の新しい教育づくりを目指すものであります。このため、昨年12月に学校での公募と推薦により保護者代表委員9名と学校及び教育委員会4名の13名で組織した小中一貫教育推進協議会を設置したところでございます。

第1回目の会議を昨年12月15日に開催し、現在まで4回の推進協議会を開催する中で小中一貫教育の必要性や導入に向けた具体的な内容などについて説明を行い、委員さんからのご意見をいただき、委員さんには小中一貫教育の導入に向け一定のご理解をいただいているものと判断をしております。

また、学校においても小中学校の教職員による義務教育学校教育課程準備委員会が設置され、教育課程編成をはじめ各種行事や生徒指導などの学校に関わる事項について各部会に分かれて検討を進めていただいております。本町の目指す小中一貫教育は校長が1人体制となる義務教育学校という名称ではなく、本年3月22日に文部科学省令で定められました名称「中学校併設型小学校」及び「小学校併設型中学校」のかたちにより小中一貫型小学校・中学校の導入を図りたいと考えております。

なお、教育委員会といたしましては、今後、平成29年4月の導入に向けまして、7月下旬から小中学校保護者並びに5年生保護者への説明会を開催して、一貫教育導入にあたっての考え方や今後の進め方についてご説明をし、保護者の皆様にご理解をいただけて参りたいと考えております。さらに、幼稚園・保育所の保護者へも同様に説明会を開催することを考えております。

これらの情報につきましては、小清水町小中一貫だよりなどを通じて詳しい情報を随時お伝えてして参りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）

推進協議会委員の中に、教職員の現場の声が入っていないんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます、渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）

基本的に小中一貫教育の導入にあたって、まず保護者に理解を求めるということで、今教育委員会それを大きな目的として協議会を立ち上げて保護者説明会を開催していることにしております。

基本的に学校の先生がどうなのかということなんですが、これも北海道では新しい教育なんで、先生そのものが一貫教育に対する考え方とか、具体的にどうしてかということと非常に未知数が多いんで、これは教育委員会指導型でこうした施策でやりますという指示をしております。その中で、学校の先生が小中一貫がどうか、基本的に大変な業務になるのは間違いないので、教育委員会とやるかやらないかということについては教職員にお願いしてやっていこうと思うんで、問題は教育課程をどう「組むかに」については、基本的に保護者がああだこうだというものではございません。国の学習指導要領がありまして、小学校は小学校、中学校は中学校の学習指導要領でそれぞれの小学校「課程」・中学校「課程」で学ぶことをやっていかなければなりません。ただ、今回制度化され

た小中一貫教育については、中学校の一部教科を小学校で前倒したり、逆の中学校行っても小学校の課程を復習したりという出し入れをできる大きな教育が今回の教育課程の特例が制度化されたということなんで、それを小学校・中学校義務教育の中で9年間で、今までは小学校終わったら卒業、中学校行って新たな教育ということで、非常に子ども達もその接続が非常に大変だったんですが、それらの教育の課題も解決するように先生方にはその教育課程をどう組んでいくのか、また、生徒指導もどうしていくのか、少年団の部活活動もどうするのか、あとは学校行事である体育祭、運動会の繋がり、また文化祭と学芸会とできれば一緒にやっていくべきなのか、グラウンドもどっちを使うかという色んなそういう細かい検討を、教育課程をどう結ぶかについては先生方がしっかりやっていたかのようにお願いしたいんで、協議会の中でも先生が入るべきでないかなというご意見があったんで、その辺は説明をして先生はそちらの方でちゃんと教育課程の中でしっかりやっていますという事でお願いしておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）

昨年と比べて父兄・教員の反応というのはどうでしょうか。

説明会なども開いたと思うんですが、不安な部分や問題点など、少しは解消されたのでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます、渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）

確かに義務教育学校の制度化は昨年6月に法制化になったんですが、小清水町はご承知のように小学校・中学校が場所が離れている関係で、義務教育学校というのは当然校長1人、学校経営1人体制になりますんで、教育委員会としては従前言ってた小中一貫型小・中学校、これが省令で定められるということを知ってましたんで、これが先ほど説明したんですが3月の22日ぎりぎりになってその省令が出たということで、その中で具体的に教育課程を結ぶよと、具体的にその教科の出し入れもできたりということで、そこで初めて制度の中身が示されたということで、なかなか本来は早めにそういった説明をすべきだったんですが、法律の関係でちょっと説明できなかったことについては大変保護者の方に申し訳ないなと思っております。

その点協議会にも説明して、理解をしていただけてきますんで、一つずつ大きな課題がありますが、6年生が中学校に行くという大きな教育委員会の小中一貫のやり方があるんで、まずそれを優先していただいて、一つひとつ運動会をどうするか、制服をどうするか、細かいことについては、いきなり全部やるんでなくて一つずつ形をつくって始めていこうということで考えてますんで、色んなご意見・要望についてはできる限り意見を聞きながら対応をして、小中一貫教育の導入を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）

29年度に実施を予定しているのであれば、もう期間も迫っています。そろそろある程度の内容を精査し、父兄・教職員が一体となり、しっかりと進めていけることに期待してもよろしいでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます、渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）

今、課題については1日も早く協議会を開催するという事で、実は教育課程の準備についてはそれぞれ小学校・中学校の先生が連携して、急いで今作っていただけてます。ただこれ若干秋ぐらいまでかかる細かな難しい問題もありますが、分かったことについては今後先ほど説明した保護者説明会を来月の7月末に早めに1回目を小中学校、更に5年生の保護者の説明会も直近で、できれば第2回目の会については9月に開催をして、それまでになるべく決まったことについては、詳しい情報を発しながらお願いをして、ご理解をいただきながら来年度の導入に向けて進めたいと考えてますんで、今やっとその詳しい説明ができる内容が3月のちょっと公布された遅れた関係で遅くな

りましたが、今後7月から保護者には詳しい情報を説明をしていく準備ができましたので、そういうことをご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）中村俊之議員の質問は以上であります。

以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時57分

○議長（坂田秀昭君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎承認第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、承認第2号、専決処分した事件の承認について「町税条例等の一部を改正する条例制定」を議題といたします。

説明を求めます、服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）

ただいま上程されました承認第2号、「専決処分した事件の承認について」説明申し上げます。議案の21ページでございます。

この専決処分につきましては、「町税条例等の一部を改正する条例制定について」行ったものでありまして、「地方税法の一部を改正する法律」その他、政令等の改正の施行の関係から専決処分したものでございます。

説明に当たりましては、別途配付しております「新旧対照表」をご覧ください。

上段に、この改正の根拠である法令を記載しておりますが、いずれも、平成28年3月31日に公布されておりました、今回の改正は、そのうち平成28年4月1日施行分について実施しております。

改正の内容でございますが、法律等の改正に伴う文言などの改正については説明を省略し、主なものについて説明いたします。

新旧対照表の2ページでございます。

下段の附則第10条の2でございますが、これは「固定資産の課税標準の特例」の中の、いわゆる「わがまち特例」に関するものでございまして、これは、地方団体が特例措置の内容を、法律の範囲内でその裁量により定めることができるものでございますが、この対象を拡大し、新たに導入したうえで適用期間を延長するものでございます。

新たに「わがまち特例」として導入するものは、第7項でございますが、これは津波防災施設について、家屋のほか新たに償却資産を追加し、適用期間を平成32年3月まで延長するものでございます。

次に、第10項から第14項につきましては、再生可能エネルギー発電設備に関するものでございますが、右の欄に記載しております、太陽光、風力、水力、地熱、及びバイオマスによる発電設備を、新たに「わがまち特例」に追加し、適用期間を平成30年3月まで延長しております。

各項において、それぞれの課税標準に乗じる率を規定しておりますが、この設定に当たりましては、町が特別な率を設定する理由がありませんことから、法で示された参酌基準による率としてお

ります。

以下の改正は、法令の改正に伴う文言等の整理等でございますので、説明を省略いたします。

なお、今回の地方税法等の改正では、これ以外に軽自動車税に関するものなど、多くの改正がありました。施行日の関係から専決による必要がなく、また、消費税の動向により影響を受けることも考えられましたことから、条例の改正は、施行上必要なもののみとして、今後の動向を踏まえたうえで対応したいと考えておりますが、これについて、年内の改正が必要になると思われまのでご承知いただきたいと思ひます。

以上で、説明を終了いたします。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第2号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

◎承認第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、承認第3号、専決処分した事件の承認について「平成27年度小清水町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

説明を求めます、金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

ただ今上程されました承認第3号、専決処分した事件の承認について、平成27年度小清水町一般会計補正予算（第8号）をご説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、一点目は、特別交付税の決定額の増額及び町税における歳入予算超過額などにより生じた一般財源の余剰分について、後年度における財政運営の健全化等に資するため、減債基金への積み立ての実施、二点目は、地方創生加速化交付金を活用した農業担い手育成プロジェクト実施に係る補助金について、補正予算第8号において、その所要額を追加計上したものでございます。

議案書の27ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3190万円を追加し、予算の総額を59億8983万1千円とするものでございます。

29ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は、平成27年度国の補正予算第1号に計上された地方創生加速化交付金について、内閣府より事業採択のあった農業担い手育成プロジェクト事業につきまして、翌年度に繰り越して事業執行を行うこととし、追加するものでございます。

33ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

2款総務費は、1項4目財産管理費、25節積立金で、後年度における町債の償還財源を確保し財政の健全な運営に資するため減債基金積立金1億円追加計上を行うものであります。

6款農林水産業費は、1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金で、地方創生加速化交付金を財源として実施する農業担い手育成プロジェクト事業補助金3190万円追加計上するもの

であります。

次に、歳入予算ですが31ページにお戻り願います。

はじめに、9款地方交付税は、財源調整といたしまして1億円追加計上。13款国庫支出金は、2項6目農林水産業費補助金で、歳出予算同額の地方創生加速化交付金3190万円追加計上を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第3号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第3号、原案のとおり承認されました。

◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、報告第2号、平成27年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます、金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

ただ今上程されました報告第2号、平成27年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

議案書19ページをお願いいたします。

平成28年3月開催定例町議会へ提案の補正予算第7号及び3月31日付け専決処分による補正予算第8号に計上いたしました繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え確定しました繰越額、及びその財源内訳をご報告するものであります。

はじめに、2款1項総務管理費は、個人番号利用事務等ネットワーク改修整備として情報セキュリティ強化対策事業4088万円、3款1項社会福祉費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金として臨時福祉給付金給付事業1875万5千円、6款1項農業費は、地方創生加速化交付金を活用した農業担い手育成プロジェクト事業で3190万円、小清水地区を事業区域とした道営草地畜産基盤整備事業で4250万円、小清水南地区を事業区域とした道営農地整備事業で112万円。

以上、総額で1億3515万5千円の予算について、交付の決定又は同意を得た国・道支出金、地方債を財源として平成28年度に繰り越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

なければ、次に進みます。

◎議案第41号

○議長（坂田秀昭君） 日程第14、議案第41号、小清水町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます、服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）

ただいま上程されました議案第41号、「小清水町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」説明申し上げます。

議案の34ページでございます。

この条例につきましては、現在、葬斎場敷地内に建設中であります合同納骨塚に関する規定を追加するとともに、あわせて、その他の規定の整理を行うものでございます。

内容の説明に当たりましては、別にお配りしております「新旧対照表」をご覧ください。

第1条は文言の整理でございます。

第2条において、新たな墓地として小清水合同納骨塚を加え、第3条は、第2項でその使用の許可について、焼骨の埋蔵とお名前の掲示、また、生前予約使用として新たに規定いたしました。

2ページでございます。

続いて、第3条の2は、今まで条例に規定されておりました使用者の資格について、規定を追加するものでございます。

第3条の3は、合同納骨塚の生前予約に関するもので、予約の際は主宰者を届け出をを求めるものでございます。

第4条は、第3項の規定を追加し、第5条は、使用区画について、現状に合わせて規定を整理いたしました。

3ページでございます。

第9条の2及び第9条の3として、これまで条例の規定がありませんでした、許可を取り消す場合と使用権が消滅する場合の規定を、新たに追加するものでございます。

4ページでございます。

第10条は規定の文言を整理し、その下の別表におきまして、合同納骨塚の使用料を規定いたしました。

料金は、お骨の埋蔵を1体につき5千円、また、希望者はお名前の掲示ができますので、その石板に相当する金額として芳名碑使用料を3千円といたしました。

以上が改正の内容でございますが、この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

合同納骨塚につきましては、現在、整備工事を行っているところでございまして、7月末には完成する予定でございますので、それに向けて町民の皆さまにお知らせしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第41号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第42号、平成28年度小清水町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます、金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

ただ今上程されました議案第42号、平成28年度小清水町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5774万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億3206万1千円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

なお、一般職員に係る給与費補正に関しましては、本年4月1日付け人事異動等に伴う補正予算を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

はじめに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、13節委託料で、マイナンバー法の施行に伴い利用が開始される個人番号について、住民基本台帳システムなど各システム間における総合運用テスト実施に伴うシステム整備を行うこととし、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料543万7千円追加、26節寄附金は、熊本地震による被災地の復興を支援するため災害見舞金100万円追加、次のページになります、2目町民活動推進費、19節負担金補助及び交付金は、単位自治会数の変更等により、不足が見込まれる自治会振興費補助金34万7千円追加、4目財産管理費は、24節投資及び出資金で、配当率の変更に伴い出資金の増口を行うこととし、網走地区森林組合出資金2万6千円追加、6目企画広報費は、当初の予定を大幅に上回り、順調に推移しているふるさと納税寄附金について、返礼品等の関連する歳出経費について、11節需用費など総額2376万8千円追加を行うものであります。なお、ふるさと納税に係る歳出必要予算については、先に、専決処分での対応について議員の皆様にご理解をいただいていたところでありましたが、支出事務に関し、月末締め請求の翌月月末支出の取扱いとなり、5月末請求分は6月末支出となるため、本定例会補正予算での対応が可能となることから、専決処分での対応を行いませんでしたので、改めてご理解をいただきたいと存じます。

補正予算書、同じく12ページ下段、8目交通対策費、11節需用費は、清里高校への通学者対応として、交通ターミナルに自転車ラックを設置することとし、建物等修繕料14万6千円追加、総務管理費合わせまして2416万6千円追加計上を行うものであります。

次のページになります、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業について、事務費と致しまして、7節賃金など132万7千円、事業費といたしまして、19節負担金補助及び交付金で臨時福祉給付金450万円それぞれ追加、25節積立金は、2件の指定寄附といたしまして福祉振興基金積立金51万円追加、次のページになります、7目地域安全対策費、11節需用費は、新規女性交通安全指導員の制服等購入費用といたしまして、消耗品費7万円追加、8目ふれあいセンター費は、13節委託料で、施設床暖房の点検業務を実施することとし、施設管理業務委託料124万円追加、19節負担金補助及び交付金は、施設電気料の料金改定に伴い、料金改定前の基準年度との差額分を補填することとし、電気料金上昇影響額負担金86万1千円追加、10目介護保険対策費は、19節負担金補助及び交付金で、特別養護老人ホーム経営安定化支援事業のうち、債務負担行為で設定しております収支損失補填に相当する額といたしまして平成27年度損失補填分4502万8千円追加、社会福祉費合

わせまして5353万6千円追加計上するものです。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、19節負担金補助及び交付金で、地方創生加速化交付金を活用して実施しております農業担い手育成プロジェクト事業に関し、本年度実施事業について、地方創生推進交付金を活用し更に事業推進を行うこととし540万円追加、強い農業づくり事業費補助金は、経営体育成支援事業と致しまして、経営体が農業経営の発展・改善を目的として融資を活用し農業機械等の導入を行う場合、融資額を除いた自己負担分について助成を行うこととし、801万2千円追加、4目畜産振興費、19節負担金補助及び交付金で、老朽化したトラクターの更新を行うこととし、町のルール負担分として町営牧場管理運営負担金949万4千円追加、畜産競争力強化対策整備事業費補助金は、畜産クラスター計画の実現を図るため増頭を目的とした施設整備の一部助成を行うこととし、1304万2千円追加、なお、今回の追加補正分に関しましては、事業要綱の改正による上限事業費単価の増分を追加補正するものです。

次のページになります、5目農業農村基盤整備推進費、19節負担金補助及び交付金は、農地・水・環境保全管理協定に基づき町内で活動している組織の記録システムを導入することとし、北海道地域資源保全情報記録システム負担金5万7千円追加、6目活性化センター費は、18節備品購入費で、当初予算において活性化センターで使用している除雪機の更新を予定しておりましたが、コミュニティ助成事業による導入する除雪機を有効活用することとし89万4千円減額、農業費合わせまして3511万1千円追加計上するものです。

次に、7款商工費、1項商工費、3目観光振興費は、地方創生推進交付金を活用し、観光推進組織構築事業を実施することとし、瀧沸湖ワイズユース講演会に係る8節報償費30万円の他、13節委託料で、瀧沸湖に設置する木道部分のWi-Fi環境等に係る電子情報発信サービス構築業務委託料及びインフォメーションセンター利活用構想作成業務委託料、19節負担金補助及び交付金で、人材育成事業や訪日外国人サービス対応事業など観光推進組織構築事業として小清水町観光協会への補助金など、事業費合わせまして3千690万円計上する他、単独事業と致しまして、15節工事請負費において、温風暖房機を更新することしインフォメーションセンターボイラー更新工事請負費490万3千円計上、商工費合わせまして4千180万3千円追加計上するものです。

なお、地方創生推進交付金を活用して実施致します、農業担い手育成プロジェクト事業及び観光推進組織構築事業に関しましては、現時点において事業採択が決定しているものではなく、交付対象事業の要件の一つとして、6月補正予算に計上された事業が申請対象事業となることから、内閣府との事前相談を実施し今回補正予算の計上を行ったものであります。今後の事業採択へ向けたスケジュールと致しましては、予算議決をいただいたのちに、事業計画の提出と平行して、地方創生推進交付金を活用する事業については、地域再生法に基づく地域再生計画の認定が必要となるため同時に認定事務を取り進め、事業採択の時期と致しましては、8月末頃を目途と予定しているものであります。

したがって、議決をいただきました地方創生推進交付金事業につきましては、基本的に事業採択後の予算執行となるとともに、事業採択とならなかった場合において、予算計上額の全部又は一部を減額補正することを想定しておりますので、あらかじめご理解をいただきたいと存じます。

次に、歳入予算ですが、7ページにお戻り下さい。

13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金375万5千円追加、2目民生費国庫補助金で、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金及び臨時福祉給付金事業補助金合わせまして582万7千円追加、6目農林水産業費国庫補助金及び7目商工費国庫補助金は、事業費の2分の1相当分として地方創生推進交付金をそれぞれ追加、国庫補助金合わせまして、3073万2千円追加計上、14款道支出金、2項3目農林水産業費道補助金で、事業採択のあった畜産競争力強化対策整備事業費補助金及び強い農業づくり事業費補助金をそれぞれ追加、道補助金合わせまして2105万4千円追加計上、次のページになります、15款財産収入、1項2目利子及び配当金で、網走地区森林組合からの配当金2万6千円追加計上、16款寄附金は、2件の指定寄附金として、民生費寄附金51万円、ふるさと納税寄附金は5月実績値を踏まえた年度末までの寄附金見込みとして4692万円追加計上、17款繰入金は、町営牧場トラ

クター更新事業に係る町のルール負担分を農畜産振興基金繰入金で措置することとし949万4千円追加計上、次のページになります18款繰越金は、その他財源調整分としまして、4909千円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。

ただいま説明がありました補正予算であります、15ページ商工費3目観光振興費の中のバードウォッチング等含めた地方創生推進交付金を利用した、交流人口を増やすこの事業についてのそもそのこの事業取り組んだきっかけ・経過・理由について一つはお聞きしたいということです。よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます、金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

計画全般ということでございますので、農業のプロジェクトそれから観光振興構築というふうについて、私の方から総括して一連の流れを含めてご説明申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、加速化交付金でご説明いたしましたように、農業担い手育成プロジェクト事業につきましては総合戦略に乗っかっている事業の中で、何が加速化交付金について合致するのかということを検討した中で予算措置してございます。

従いまして、今回の推進交付金を活用して行います農業のプロジェクトにつきましても、その流れで、本年度実施する事業について、推進交付金の2分の1を充当してですね、特財を充当して更なる事業推進を行うということで、事業を計画したということでございます。

それと、観光組織のバードウォッチングという具体的な事業名も出てございましたけども、この事業につきましても、交流人口の拡大ということで、総合戦略、特に濤沸湖の木道を利用した観光振興による交流人口の拡大ということで、総合戦略に載ってございますので、推進交付金としてどの事業が推進交付金に合致するのかということの内閣府と事前調整をしながら、いわゆる観光振興事業を推進していこうということで、今回観光費のなかで各予算を計上させていただいたということです、事業決定にあたってのプロセスというのは、基本的には総合戦略に載っかっていること、それと先ほどご説明いたしましたように、推進交付金を交付する事業については地域再生計画に載っかっている事業で、尚かつ地方版総合戦略に搭載されている事業が交付対象事業という制約がございまして、その諸々の諸制約に沿った中で事業決定をしてきて、今回予算計上させていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、説明でもいたしましたけども、今後認定事務を進めていきますので、現段階では事業認定になっていないところを合わせてご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）

実際には認定の事業採択の見通しについては、もし説明できる範囲で想定があればお聞きしたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます、金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

加速化交付金同様に、色んな事業が全国からあがってきてるところであります。で、うちの係長が内閣府の相談会が札幌であったんですけども、そこに2本の事業をあげていったところなんですけれども、色々な制約がある中で、現段階でどの程度の確立で事業採択なるかというのは私の方からはなかなか申し上げられない部分があるんですが、感触的なお話だけさせていただきますと、担当者の感触としては、観光振興事業については非常に相談会の中ではいい指導をいただいたというふうに聞いております。農業の方については、加速化交付金を先に、今も実施してるんで繰り越し

て、してる中の残った部分の本年度の推進費ということなので、なかなかちょっと厳しいかなというような、ちょっとニュアンス的に申し訳ないんですけども、感触としてはそのような感触であったということだけお伝えしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○5番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい、他に。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）

一般会計予算の14ページの民生費8款ふれあいセンター費の中で、施設管理業務委託料として今回床暖の点検業務で補正予算されておりますけども、この点検業務というのは定期的な点検業務なのか、また、床暖が調子が悪くてそのための点検業務なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）

はい、お答えしたいと思います。

ふれあいセンターの1階のほぼ全体的なフロア床暖が入っているんですけども、今年の冬から少々不調が見られる報告を受けております。それを受けまして循環ポンプ、熱交換路、それから不凍液等の内容等を設備点検をし、これから年明けから迎える冬に万全を期すように、管理協定に基づきまして100万円以上の費用になりますので、町負担として単発の点検を行う考えで予算計上したものであります。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）

1点だけ確認なんですけども、その点検業務におかれまして、たまたま金額が124万ということで、100万以上ということでの支出だということでお話あったんですけども、これが例えば100万以下であれば、施設を管理されている方で点検をしなければならないということなんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）

10年前に協定を結んでいるその協定の中身でいくと、はっきりと100万円という金額での区分の協定になっておりますので、100万円未満になると指定管理者が整備をしなければならないとそういう協定の中身になっております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第42号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号 乃至 議案第45号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第43号 乃至 日程第18、議案第45号、北海道市町

村職員退職手当組合規約の変更について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを一括して議題といたします。

説明を求めます、権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）

ただ今上程されました、議案第43号乃至議案第45号について、一括してご説明いたします。配布しております新旧対照表をご覧ください。

今回、規約の改正を行う3組合につきましては、いずれも本町が加入している組合でございます。改正内容につきましては、いずれの規約も、昨年11月末に解散した「北空知学校給食組合」が、それぞれの組合から脱退するものでございます。

加えて、退職手当組合の規約につきましては、別表を全面的に整理する改正内容となっております。

なお、附則の施行期日につきましては、各市町村の議会議決後に総務大臣の許可が必要になることから、いずれの規約も総務大臣の許可の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第43号乃至議案第45号、3件を一括して採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号及び議案第44号並びに議案第45号、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号 乃至 議案第50号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第46号 乃至 日程第23、議案第50号リサイクルセンター整備工事にかかる契約の締結について、リサイクルセンター金属缶圧縮機購入事業にかかる契約の締結について、建設機械ロータリ除雪車購入事業にかかる契約の締結について、浜小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事電気設備にかかる契約の締結について、止別地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事電気設備にかかる契約の締結についてを一括して議題といたします。

説明を求めます、斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）

ただ今、一括上程されました議案第46号リサイクルセンター整備工事、議案第47号リサイクルセンター金属缶圧縮機購入事業、議案第48号建設機械ロータリ除雪車購入事業、議案第49号浜小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事、議案第50号止別地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事にかかる契約の締結についてご説明申し上げます。

これら5件の入札につきまして、平成28年6月14日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

議案書は44ページからになります。また、お手元に配付しております資料「入札及び契約状況表」を、合わせてご覧ください。

まず、議案第46号リサイクルセンター整備工事でございますが、「入札及び契約状況表」の1枚目番号1に記載のとおり、株式会社北興が6790万円、消費税込金額7333万2千円をもつ

て落札しました。

次に、議案第47号リサイクルセンター金属缶圧縮機購入事業ですが、資料番号2に記載のとおり、北海道川崎建機株式会社北見支店が1098万円、消費税込金額1185万8千4百円をもって落札しました。

次に、議案第48号建設機械ロータリ除雪車購入事業でございますが、資料番号3に記載のとおり、ナラサキ産業株式会社北海道支社が2869万円、消費税込金額3098万5千2百円をもって落札しました。

次に、議案第49号浜小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事ですが、資料番号4に記載のとおり、エスケー・富樫経常建設共同企業体が6900万円、消費税込金額7452万円をもって落札しました。

次に、議案第50号止別地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事ですが、資料番号5に記載のとおり、片山・道北経常建設共同企業体が6930万円、消費税込金額7484万4千円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号、並びに同項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第46号質疑を受けます。

○議長（坂田秀昭君）はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）

はい。入札及び契約状況表の番号3ですね。

予定価格が4698万7千560円ということで組んでいたものが、入札決定価格が2869万ということでございますけども、これなにか予定価格の設定の時になにかあれば説明をお聞きしたいんですけどよろしくお願ひいたします。

○議長（坂田秀昭君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（坂田秀昭君）

再開いたします。質疑を受けます。

はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）

リサイクルセンター整備工事にかかる契約の締結ということで、これは建物と防災のための消火栓とか、あと防犯のための侵入禁止の設備とか、そういうものは含まれているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）

今回の整備でございますが、旧中斗美小学校を改修したリサイクルセンターでございますが、今回は体育館をリサイクルセンターとする屋内の工事と、あと外構ストックヤード、資源物の保管場所ですとか、そういった外構整備となっております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）

体育館と外構ということで、体育館の整備の中で作業者が出入りする間口というのは、今まで委

託されてたところはかなり幅が広いんですが、この締結された整備工事による作業者の出入りの幅・箇所、それが分かれば今説明をいただきたい。

もう1点は、先ほど言いました消火栓は、学校設備であったそれを利用するのか、また別なのか分かればその点もちょっと教えてもらえればと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）

作業者の出入りする間口の関係でございますが、まず作業をするストックヤード、その外構の範囲内がフェンスで囲まれておりますので、そこに入るフェンスの間口としては、7mを確保してございます。そしてそこから入りまして作業を行う旧体育館の部分、こちらの作業を行う搬入口の間口は、4.6mを確保してございます。あと消火栓につきましてはちょっと内容が確認できませんので、今お答えすることができません。申し訳ございません。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）

侵入口の入り口7m、そして建物の入り口4.6m、これ1箇所では十分なんではないでしょうか。現在使われてるのは、同じ4.7mが4間口ぐらいありますよね。そういうことで比較した場合どうなのかもし分かればお願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）

リサイクルの業務を行う場所につきましては、基本的にフォークリフトとかが出入りするだけで、トラック自体はその外で荷物を下ろすということになりますので、この4.6mの幅フォークリフトが通れる幅があれば、作業的には十分確保できると考えております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）

他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第46号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第47号質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第47号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、原案のとおり可決されました。

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第48号質疑を受けます。

○議長（坂田秀昭君）はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）

建設機械のロータリ除雪車の入札に関してご説明をお願いしたいんですが、予定価格と入札価格が極端に開いた形になったわけですけども、なにか理由があれば説明をしていただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）

ただいまご質問いただきました予定価格と入札価格の差でございますが、予定価格につきましては設計額といたしまして、ここに記載の業者から事前に見積もりを貰って設計をしております。その業者の見積もりの項目ごとに低い額をあえて予定価格としております。それにつきましては、こういった物品の購入につきましては、通常落札額が下がるという経験がございます、それを生かした中で通常は見積もりの平均とかそういうのを使うんでございますが、あえて項目ごと低い額で予定価格を組んでおります。ただ、結果的にそれを考慮いたしましても、結果的に入札の結果執行率が下がったということになりました。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）

ちょっと分かるような分からんような話ですけど、事前に見積もりをいただいと。それでその見積もりに基づいて予定価格を設定したと。そして入札をしたらこの結果になったという、そういう単純な話でいいんですか。いいですね。いやそういうもんのかなと思って。こんなに差開くものかなと思って。他になんか理由があるんじゃないですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）

ただいまのご質問でございますが、あくまでも見積もりをいただいて、結果、入札をした結果、結果的にこのような率になったということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）

正式に見積もりをいただいたということですからあくまで正式なんですけども、そうすると見積もりを出した方の、なんていうんですか悪い言葉で言えば駆け引きを使ってこういうふうやってたということですか。それで競争相手が出たから、その情報を得て下げたというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）

入札でありますので駆け引きはないと思います。あくまで業者の立場からすると、見積もりよりもいかに下げるかが入札の本来なってますので、それぞれの業者がそういった方式で入札に臨まれたと思います。よろしくお願いたします。

○議長（坂田秀昭君）他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第48号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。

○議長(坂田秀昭君) 次に、議案第49号質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第49号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、原案のとおり可決されました。

○議長(坂田秀昭君) 次に、議案第50号質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第50号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号

○議長(坂田秀昭君) 日程第24、議案第51号、町道の路線変更についてを議題といたします。

説明を求めます、斉藤建設課長。

○建設課長(斉藤高広君)

ただ今上程されました議案第51号「町道の路線変更について」ご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。また、お手元に配付しております「町道路線変更図」を、合わせてご覧願います。

今回、認定路線の変更をしようとする路線は、図面に赤色で表示しております「南3号西道路の一部」になります。

当該路線につきましては、町有美和牧場内に一部設置されている路線でございますが、平成28年度道営草地畜産基盤整備事業におきまして、牧場の草地更新と合わせて、施設内の道路整備も実施されることになっております。

事業の実施にあたり、道路法に基づく認定道路のままでは、補助事業による道路整備を行うことができないことから、今回同路線の終点を変更し、美和牧場側にかかっている区間の認定を外すこととするものであります。

なお、このことによりまして、同路線の変更後の道路延長は、1092.96mとなるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第51号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第3回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前11時55分）